高松市病院局建設工事中間検査等実施基準

第1 趣旨

病院事業管理者が締結した工事の請負契約に係る中間検査(高松市病院局建設工事検査要領(平成24年7月1日施行。以下「要領」という。)第4条の表第4号の中間検査をいう。以下同じ。)および監督員検査(高松市病院局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第9条第2項第3号の規定により監督員が行う施工状況の検査をいう。以下同じ。)の実施基準を定めるものとする。

第2 中間検査および監督員検査の目的等

- 1 中間検査および監督員検査は、しゅん工検査を補完するためにしゅん工時点では不可視となる部分、施工中の各段階における施工状況等の確認・検査を行い、工事品質の確保・向上および工事の良好な完成を図ることを目的とするものである。
- 2 中間検査および監督員検査は、いずれも地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234条の2第1項の規定により契約の適正な履行を確保するため行う監督に属す るものであるが、それぞれが対象とする検査の範囲は次のとおりである。

検査の区分	検査の対象	検査を行う者
(1) 中間検査	1の確認・検査のうち特に重要な部分	検査員
(2) 監督員検査	(1)に掲げるもの以外	監督員

第3 中間検査の対象

- 1 中間検査の対象は、別表の基準を参考に、工事の都度、総括監督員、主任監督員および専任監督員ならびに担当検査員があらかじめ協議して決定するものとする。なお、第2に規定する中間検査の目的等にかんがみ、単純な外形寸法の確認その他適否の判断が容易に行うことができるものは、中間検査の対象としない。
- 2 中間検査の対象および時期については、現場打合せ時等において、工事打合せ簿に より、あらかじめ受注者に通知するものとする。
- 3 検査対象は、構造物の呼称、測点等で箇所を特定するものとする。ただし、工場検 査等で全般の管理状況を対象とする場合は、この限りでない。

第4 中間検査の実施

- 1 監督員は、受注者に、中間検査の対象に係る出来形管理資料、品質管理資料および工事写真ならびに検査時に必要となる試験機器等を準備させるものとする。
- 2 検査員は、対象物等の外形、出来形等の実施確認に加え、工事過程の品質管理資料、 工事写真等により、品質、性能等の確認を行うものとする。
- 3 検査員は、出来形、品質、性能等が設計図書等と不一致または不適合であると認めたときは、受注者に対して、その部分の修補を指示し、必要な指導・助言を行うことができるものとする。
- 4 検査員は、監督員に対し、当該工事についての指導および助言を行うことができる

ものとする。

第5 他の検査との関係

中間検査で確認した出来形部分については、しゅん工検査、部分しゅん工検査、出来 形部分検査における確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や 受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要である場合は、この限りでない。

第6 監督員検査

- 1 監督員検査の対象は、別表の基準による。
- 2 第3の2および3ならびに第4の1から3までの規定は、監督員検査について準用 する。この場合において、第4の2および3中「検査員」とあるのは、「監督員」と 読み替えるものとする。

附側

この基準は,要領の施行の日から施行する。

別表 中間検査および監督員検査の実施基準表 (第3, 第6関係)

	工種	実施対象	検査時期	検査項目	検査の頻度
基礎	(1)直接基礎	重要構造物	床掘完了時	支持地盤、基準高、幅	
	(2)杭基礎	重要構造物	杭頭処理完了時	偏心量、基準高、径、支持 地盤、支持力(既製)	独立構造物 個々 につき1回 連続構造物 最長 区間等につき1回
工	(3)置換工	重要構造物	掘削完了時	支持地盤、置換材料	
	(4) その他	重要構造物	(1)~(3)に準ずる	(1)~(3)に準ずる	
鉄筋	I	重要構造物 橋梁床版(橋長10m以 上)	鉄筋組立完了時	鉄筋数量、間隔、継手構造、 使用材料、かぶり	1構造物(連続構造 物は最長区間等)に つき1回
	池(堤体遮水ゾー 底樋、洪水吐)の	直接基礎	床掘完了時	支持地盤,基準高,幅 透水度(底樋基礎工)	· 全て
基礎		置換工	置換,地盤改良完了時	支持力,透水度 基準高,幅	
舗装工	路床工	- 1,000㎡/1工事以上	施工完了時	使用材料,平板載荷,現場 密度,プルフローリング状況	1工事につき(段階 部分施工時は最大 面積施工時)1回
	盛土工	5,000㎡/1工事以上 盛高10m以上	施工途中 部分完了時	現場密度,使用材料管理方法	1工事につき1回
土工	補強盛土工	盛高5m以上	施工途中 部分完了時	設計 (管理) 値との比較使 用材料, 管理方法	1工事につき1回
	軽量盛土工	盛高5m以上	施工途中 部分完了時	設計(管理)値との比較使 用材料,管理方法	1工事につき1回
	鋼橋	仮組立を行う場合	仮組立完了時	キャンバー、寸法等	1工事につき1回
经	PC橋ポストテ ンション 全橋梁	个 桥沙	鉄筋組立完了時	鉄筋数量, 間隔, 継手構造, 使用材料, かぶり	1工事につき1回
橋梁工		王 順 朱	プレストレス導入時	設計値との対比 管理方法	1工事につき1回
	P C 橋プレテン ション	橋長15m以上	工場製作途中	工場の品質管理状況	1工事につき1回
	落石防止装置	橋長15m以上	固定アンカー 施工完了時	アンカー引張試験	1工事につき1回

塗装工		200 m²/1 工事以上	ケレンまたは清掃・錆 落とし完了時	ケレンまたは清掃錆落とし	1工事につき1回	
現場吹付法枠工		法枠鉄筋挿入面積500 m²/1工事	鉄筋挿入完了時	状況 ロックボルトの引き抜き試 験	1工事につき1回 以上適時	
アンカーエ		m/ 1 工事 グランドアンカー	緊張完了時	一家 定着時緊張力確認試験 残存引張力確認試験 リフトオフテスト	以上適時 1工事につき1回 以上適時	
トンネルエ	支保工	全トンネル	施工途中 部分完了時	NATMの場合 ロックボ ルトの本数・長さ、吹付厚	1工事につき1回 以上適時	
	覆工		施工途中 部分完了時	覆工厚	1工事につき1回 以上適時	
	開削工	下水道	基礎完了時	幅,厚さ,締固状況	1工事につき1回	
管		上水道	管渠据付完了時	継手状況,管底高 管中心線	1工事につき1回	
管路工	推進工(シールド を含む。)	下水道 上水道	推進開始前	推進機械設置高,鏡切状況, 推進管材料	推進箇所全数	
	管敷設工	圧力管路	敷設完了時	水圧検査	1工事につき1回	
		ケーソンエ・セルラー ブロック・異形ブロッ ク等	床掘完了時	水深,法面勾配		
	基礎工		敷砂完了時	天端高,幅,法面勾配	1工事につき1回	
港湾			捨石,被覆石 完了時	天端高,幅,法面勾配 均し状況		
	鉄筋工		鉄筋組立完了時	鉄筋数量, 間隔, 継手構造, 使用材料, かぶり	1構造物につき1回	
海 岸	矢板工	仮設を除く	施工途中 部分完了時	使用材料,中心位置,天端高, 傾斜,控工の設置状況	1工事につき1回 以上適時	
	地盤改良工	サンドコンパクショ ン, サンドドレーン, 深層混合処理等	工種により適時	工種により適時	工種により適時	
ダムエ		工事ごとに別途定める。				
工場製品(コンクリート製品)		J I S規格外の一定規 模の鉄筋構造物	工場製作途中	工場の品質管理状況	1工事につき1回	
	杭地業		杭頭処理完了時	偏心量,基準高,径,支持 地盤,支持力(既製)等	1建築物につき1 回	
建築	鉄筋工	階数 (地階を除く。) 3以上かつ延べ面積 500㎡以上の建物 または延べ面積1,000 ポリトの建物	鉄筋組立完了時	鉄筋数量,間隔,継手構造,	1建築物につき1	
(新増築)				使用材料,かぶり等	回(〇階組立完了 時)	
梁	鉄骨工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000	鉄骨組立完了時	使用材料, かぶり等 建て方精度,接合状況,使 用材料等	時) 1建築物につき1 回(○階節立完了 時)	
梁 .	鉄骨工 防水工	500 m ² 以上の建物	鉄骨組立完了時 下地処理完了時	建て方精度,接合状況,使	時) 1 建築物につき 1 回(○階節立完了 時) 1 建築物につき 1 回	
梁)		500㎡以上の建物 または延べ面積1,000		建て方精度,接合状况,使用材料等 下地处理,使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等	時) 1 建築物につき 1 回(○階節立完了 時) 1 建築物につき 1	
梁)	防水工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000	下地処理完了時	建て方精度,接合状况,使用材料等下地処理,使用材料,施工 状况等	時) 1 建築物につき 1 回(○階節立完了 時) 1 建築物につき 1 回	
梁 .	防水工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000	下地処理完了時下葺き完了時	建て方精度、接合状况、使用材料等 下地処理、使用材料,施工状况等 使用材料、施工状况等 下地処理、使用材料、施工状况等 下地処理、使用材料、施工状况等 使用材料、施工状况等	時) 1建築物につき1 回(○階節立完了 時) 1建築物につき1 回 1建築物につき1	
-	防水工 屋根工 防水工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000 ㎡以上の建物 (1) 単一工種につ いては当初請負金	下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時	建て方精度、接合状况、使用材料等 下地処理、使用材料,施工状况等 使用材料、施工状况等 下地処理、使用材料、施工状况等 下地処理、使用材料、施工状况等 使用材料、施工状况等 下地処理、使用材料、施工状况等	時) 1建築物につき1 回(○階節立完了 時) 1建築物につき1 回 1建築物につき1 回 1工事につき1回	
建築	防水工 屋根工 防水工 屋根工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000 ㎡以上の建物 (1) 単一工種については当初請負金額2,500万円以上(2) 大規模改修(複	下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 下葺き完了時	建て方精度、接合状况、使用材料等 下地処理、使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等 下地処理、使用材料,施工状况等 下地処理、使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等 下地処理、使用材料,施工状况等 下地処理、使用材料,施工状况等	時) 1 建築物につき 1 回(○階節立完了時) 1 建築物につき 1 回 1 建築物につき 1 回 1 建築物につき 1 ロ 1 工事につき 1 回	
建築(改	防水工 屋根工 防水工 屋根工 外壁工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000 ㎡以上の建物 (1) 単一工種については当初請負金額2,500万円以上 (2) 大規模改修(複数工種)については5,000万円以上	下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 主な工種の下地処理	建て方精度、接合状况、使用材料等 下地処理、使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等 下地处理、使用材料,施工状况等 下地处理、使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等 下地处理、使用材料,施工状况等 下地处理、使用材料,施工状况等 下地处理、使用材料,施工状况等	時) 1建築物につき1 回(○階節立完了時) 1建築物につき1 回 1建築物につき1 回 1工事につき1回 1工事につき1回 1工事につき1回	
建築	防水工 屋根工 防水工 屋根工 外壁工 内装工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000 ㎡以上の建物 (1) 単一工種については当初請負金額2,500万円以上 (2) 大規模改修(複数工種)については	下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 主な工種の下地処理 完了時 下地処理完了時	建て方精度,接合状况,使用材料等 下地処理,使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地处理,使用材料,施工状况等 下地处理,使用材料,施工状况等	時) 1建築物につき1 回(○階節立完了 時) 1建築物につき1 回 1建築物につき1 回 1工事につき1回 1工事につき1回 1工事につき1回 1工事につき1回	
建築(改	防水工 屋根工 防水工 屋根工 外壁工 内装工 塗装工	500㎡以上の建物 または延べ面積1,000 ㎡以上の建物 (1) 単一工種については当初請負金額2,500万円以上(2) 大規模改修(複数工種)については5,000万円以上(2)は,2以上の工種に該当する場合は,	下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 下葺き完了時 下地処理完了時 主な工種の下地処理 完了時 下地処理完了時 中地処理完了時 格等取付完了時 R C壁増設, 鉄骨ブレ	建て方精度,接合状况,使用材料等 下地処理,使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等 下地処理,使用材料,施工状况等	時) 1 建築物につき1 回(○階節立完了 時) 1 建築物につき1 回 1 建築物につき1 回 1 工事につき1回 1 工事につき1回 1 工事につき1回 1 工事につき1回 1 工事につき1回	

計装,機械,設備工	完成時に確認できない隠ぺい工事で特に 重要部分	施工完了,隠ぺい前	取付精度,使用材料,施工 状況等	1工事につき適時
	その他	検査員との協議による		1工事につき適時
その他	完成後に内部の施工の適否を確認し難い工事等について、上記の各工種の基準を参考に行うものとする。			
	しゅん工検査時に出来形の測定または検査をすることができない工事について,特に重要な部分を確認するものとする。			

備考

- 1 基礎工の項および鉄筋工の項において「重要構造物」とは、橋台・橋脚(橋長 15m以上), 函渠(内空断面積4m²以上), RC擁壁(直高6m以上)水門,堰 堤, 樋管・樋門等をいう。
- 2 工場製品 (コンクリート製品) の項において「一定規模」とは、函渠 (内空断面積4 m²以上), 擁壁 (直高3 m以上) 等をいう。